

(別添)

総合評価対象科目受託予定者選定要領

第1 目的

本要領は、産業技術専門校から外部に委託して実施する訓練科目のうち、受託希望者を総合的に評価して受託予定者を選定する訓練科目（以下「総合評価対象科目」という。）の選定基準を定めるとともに、受託希望者の評価基準を定め、あらかじめ受託希望者を総合的に評価し、委託対象とする優良な教育訓練機関を公正かつ円滑に選定することを目的とする。

第2 総合評価対象科目の選定

1 総合評価対象科目選定基準

(1) 外部へ委託する訓練科目の考え方

公共職業訓練の効果的、効率的な推進を図るため、以下のいずれにも該当する科目については、専修学校、企業、事業協同組合等の民間訓練機関を対象として、訓練を委託するものとする。

- ① 訓練対象地域において、民間訓練機関が、訓練を行うことが可能な科目であること。
- ② 訓練対象地域を所管する産業技術専門校において、当該科目に必要な設備、機器及び指導員の全てを有している科目以外の科目であること。
ただし、当該産業技術専門校において訓練可能な人数が、当該地域で当該科目の訓練を必要とする求職者数を下回る場合、当該下回る人数分については、必要な設備、機器等を有していないものとみなす。
- ③ 就職率等の訓練効果及び経費を総合的に勘案して、施設内で行う方が委託して実施する場合よりも、効果的、効率的であると考えられる科目以外の科目であること。

(2) 総合評価対象科目の考え方

上記(1)により外部委託することとされた訓練科目のうち、訓練の実施を予定している地区内に、受託が可能な複数の民間の訓練機関が存在し、各訓練機関により施設や指導員の質等に相当程度差があることが想定される訓練科目については、訓練内容を充実させ、より効果的な訓練を実施する観点から、委託金額以外の要素も含めて総合的に委託先を選定することとする。

2 選定方法

総合評価対象科目は、労政雇用課長が、産業技術専門校長の意見を聞いた上で、1の総合評価対象科目選定基準により選定する。

第3 受託希望者の評価

1 受託希望者の募集

労政雇用課長又は産業技術専門校長は、第2により選定された科目について、次の

事項を明記した募集要項を県ホームページへの掲載や、訓練関係団体等へ通知するなどして、受託希望者を募集するものとする。

- ① 当該訓練を委託する産業技術専門校名
- ② 科目名
- ③ 定員
- ④ 訓練実施時期及び期間
- ⑤ 訓練後の仕上がり像
- ⑥ 訓練すべき事項（標準カリキュラム、推奨カリキュラム）
- ⑦ 取得目標資格
- ⑧ 当該訓練の対象としている地域（市町）
- ⑨ 委託額（就職支援経費の取扱いを含む）の上限（募集時点における見込み額で訓練生1人あたりの月額）
- ⑩ 応募様式（共通応募様式、個別応募様式）
- ⑪ 問合せ先（産業技術専門校の担当者の連絡先）

2 応募の受付

訓練受託の応募は、各訓練機関の施設、指導員の状況等訓練を適正かつ効果的に実施しうる能力を評価するため、別に定める応募様式（共通応募様式・個別応募様式）に必要事項を記入の上、任意様式による受託可能参考見積額（訓練生1人あたりの月額）、カリキュラム案（標準カリキュラム案、推奨カリキュラム案、オリジナルカリキュラム案）のほか必要な書類を添付させて行わせるものとする。

3 評価方法

提出された書類に基づき、別に定める「評価基準及び評価基準の運用について」に照らして審査を行い、訓練実施体制に係る評価と訓練内容に係る評価を点数化し、これらを合計して評価する。

第4 受託予定者の選定

1 基本的な考え方

総合評価対象科目訓練の受託を希望する者は、知事の審査を受け、愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

また、科目ごとに上記第3の評価により、最も評価が高い者を受託予定者とするものとする。

なお、総合評価対象科目が複数クラスからなる場合、又は、複数期に分けて行われる場合には、民間訓練機関の受入れ能力、民間訓練機関間の健全な競争の促進等にかんがみ、評価が高い順に、当該クラス又は期の数以内の数の民間訓練機関に分割して委託することができるものとする。

また、委託の対象となりうる複数の受託希望者の評価の合計点が同点となった場合は、委託予定の訓練定員をコース単位で等分し、当該業者を共に受託予定者とする。さらに、等分できないコースがある場合は、見積金額の低い受託予定者へ、当該コースの定員を

配分するものとする。

なお、基準の中には、すべての受託先が必ず満たさなければならない最低限の基準を設け、その基準に達しないものは、総合的な評価が高い場合であっても委託の対象としないものとする。

2 選定方法

(1) 受託予定者の決定方法

産業技術専門校長は、「評価基準及び評価基準の運用について」に従い、訓練実施体制評価基準に基づいて評価を行い、当該基準に定める「必須要件」を満たしている者について、訓練内容評価基準に基づいて評価を行う。訓練実施体制評価と訓練内容評価の合計点が最も高い者について、実際に訓練施設等を訪問し、応募様式記入内容のとおり施設、機器、指導員等が整備されているかを確認し、応募様式記入内容に虚偽がないことが確認された場合、これを受託予定者とするものとする。

記入内容に虚偽があった場合には、当該虚偽に係る得点を除外した得点が他の受託希望者の得点よりも高かった場合においても受託予定者とはしないものとする。この場合、次に評価が高かった受託希望者について、同様に記入内容について確認を行った上で、受託予定者とするものとする。

また、受託予定者が、公的職業訓練において偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかとなり、本県以外を含む委託者から不正行為に係る処分の通知を受け、当該委託者から受託機会の制限を受けていることが明らかとなった場合には、委託を行わないものとする。

(2) その他

受託予定者の選定は、当該科目の訓練が年に複数回行われる場合には、次のいずれの方法によっても差し支えないものとする。

- a 当該年度の訓練全体について一括して選定する。
- b 1コースごとに複数回に分けて、その都度受託予定者を選定する。

委託契約締結後、年度途中で補正予算成立等により当該科目の訓練実施回数が増えた場合、新たに受託予定者の選定を行うことなく、当該受託予定者に追加的に受託させることとしても差し支えないものとする。

3 選考結果の公表

受託予定者が決定した場合、産業技術専門校長は、科目名、受託予定者の名称、各応募者の評価結果等を県のホームページにおいて公表するものとする。この際、受託予定者以外の応募者の名称は、今後の当該応募者の事業活動に影響を及ぼさないよう公表しないものとする。

また、あわせて、各応募者に対して、当該応募者の評価結果について通知するものとする。